

勤労者の皆様に向けた 住宅をご提供します！

赤平市では、市内企業に勤務する中堅所得者などの入居機会を確保し、移住定住の足がかりのための住宅確保を支援するため、市有住宅を提供します。

この住宅は、公営住宅法による一般的な市営住宅とは異なり、公営住宅法の基準により、市営住宅に入居できない方を対象とした市有住宅となります。



部屋情報

住 所 ～ 大町3丁目1番地1
間取り ～ 2LDK(昭和54年建設 56.2㎡) 2タイプ
戸 数 ～ 4戸(応募者多数の場合は抽選となります)
家 賃 ～ 月額 43,500円/戸
設 備 ～ ユニットバス・灯油タンク490L・テレビアンテナ・カメラ付インターホン・ガス給湯器(リース代 1,500円)

申込資格

1. 市内企業に勤務している方、勤務する事が内定している方で、世帯の収入が、市営住宅の入居要件の収入基準を超えている方
※公営住宅の収入基準である政令月収158,000円(裁量世帯は259,000円)を超える世帯
 2. 市営住宅の入居者の場合は、公営住宅法による高額所得者、高額所得者(1年目)のいずれかに該当する方
 3. 市税などを滞納していない方
 4. 暴力団員ではない方
- ※その他、市営住宅条例に準じます。詳細についてはお問い合わせ下さい。

申込受付

期間：9月2日(水)～9月10日(木)

場所：建設課住宅係 ☎32-1820

相談先 市役所建設課建築担当
☎32-1844

申込み・問合せ

赤平建設業協会(月)～(金)・8時
30分～17時 ☎32-2549

実施期間

平成28年3月31日まで

市内に事業所があり、建設業の許可を持った業者または、個人事業者が施工を行う工事(太陽光発電システム設置は除く)

●助成要件

本市で自己が所有し、現に居住している住宅(併用住宅の場合は居住部分に限る)

●対象住宅

広報4月号でも掲載しましたが、市では、安心して長く住み続けられるよう、市民の皆さんが市内の建設業者に依頼する住宅のリフォームや解体工事などを行う場合、工事費の一部を助成します。

あんしん

住宅

助成事業

	対象工事費	助成率	限度額	対 象
耐震改修工事	100万円以上	20%	50万円	耐震診断の結果、耐震不足と判定された建物
太陽光発電システム設置	100万円以上	出力1kw あたり6万円	20万円	新築住宅を含めた全住宅
リフォーム工事	50万円以上	10% (15%)	30万円 (45万円)	新築後5年を経過した住宅 ※()内は18歳未満の子どもが同居して子育てしている世帯。 申請時に子育て世帯に該当となる場合は()の金額となります。
老朽住宅除去工事	50万円	20%	20万円	昭和56年5月31日以前に着工された建物

※工事着手前に申請手続きを行っていただきます。